

※令和2年7月30日策定のこの指針（BCP）は、令和4年4月25日をもって廃止する。

学校法人宮崎学園 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針（BCP）

この行動指針は、適宜見直しを行う。また、感染状況に応じて各所属ごとに個別判断することがあります。

宮崎県の警報発表の目安			宮崎学園の行動指針				
段階	表示	目安	①授業等 ※1	②部活動等 ※1	③教職員の出張（県外）※2	④教職員の私事旅行（県外）※3	⑤外来者（県外から）の受入
レベル0	持続的な警戒	新たな感染者がでていない状態	感染拡大防止に配慮した上で対面授業を実施	感染拡大防止に配慮した上で活動を許可	感染拡大防止に配慮した上で出張を許可。ただし、宮崎県発表の「感染流行地域」への出張は控える。	事前の届け出がある場合に限り、感染拡大防止に配慮した上で、私事旅行を許可。ただし、宮崎県発表の「感染流行地域」への私事旅行は原則認めない。 ※冠婚葬祭については、個別対応	宮崎県発表の「感染流行地域」からの外来者は原則受け入れない。 ※納入業者及び事前にアポイントのある来訪者を除く
レベル1	警報	新規感染者が一定数発生					
レベル2	特別警報	①新規感染者の増加、感染経路不明の例が続発（直近1週間） ②クラスター発生	状況に応じて、遠隔授業と対面授業（分散登校等）を併用して実施				
レベル3	感染拡大緊急警報	特定の圏域において、 ①新規感染者又は感染経路不明の例が急増（直近1週間） ②クラスター発生	原則として、遠隔授業による科目のみ開講とし、対面授業によるものは開講しない。	外部団体（他校）との交流を禁止するとともに、部活動団体に活動の自粛を求める。	宮崎県発表の「感染流行地域」への出張は原則認めない。		
レベル4	緊急事態宣言	県全域において、 ①新規感染者又は感染経路不明の例が急増（直近1週間） ②クラスター発生	遠隔授業による科目のみ開講とし、対面授業によるものは開講しない。	一切の部活動等を禁止するとともに、部活動施設を全て閉鎖する。	県内訪問を含め、出張は原則認めない。 ※冠婚葬祭については、個別対応		

※1： 中高校については、周辺学校や県教委の対応を参考に個別対応とする。

※2： 「感染流行地域」へやむを得ず出張させた場合は、3日間テレワークまたは自宅待機（職務専念義務免除による休暇）

※3： 「感染流行地域」へやむを得ず旅行した場合は、3日間テレワークまたは自宅待機（職務専念義務免除による休暇）。事前に届け出る事なく旅行した場合は「厳重注意」。

その他： 宮崎学園図書館等は、新型コロナウイルス感染症が収束するレベル0までの間、地域への開放は行わない。

◆学園内に感染者又は濃厚接触者が出た場合

- ① 感染者（症状の無い者含む）については、出校（勤）停止（生徒等は欠席扱いしない。教職員は傷病休暇）
- ② 濃厚接触者については健康観察期間終了（2週間程度）まで自宅待機（生徒等は欠席扱いしない。教職員は職務専念義務免除による休暇）
- ③ 感染者が出た学校は3日間休校。感染者・濃厚接触者が利用した施設（教室・研究室等）の消毒。活動範囲（学科・クラス等）を特定し、休校の延長等を検討する。